

## 横浜市役所内商業施設 LUXS FRONT ロゴマーク利用取扱要綱

制定 令和2年6月29日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市役所内商業施設 **LUXS FRONT** のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(ロゴマークの利用目的)

第2条 ロゴマークは、横浜市役所内商業施設 **LUXS FRONT** の運営にあたって、「横浜市市庁舎商業施設の運営に関する条例」第3条に掲げる基本方針（以下「基本方針」という。）を実現するために利用する。

(利用できる者)

第3条 ロゴマークを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 横浜市
- (2) **LUXS FRONT**を運営するために、横浜市から**LUXS FRONT**を借り受け、運営業務を受託した運営事業者（以下「運営事業者」という。）
- (3) 運営事業者から店舗運営のために区画等を転貸されたテナント事業者（以下「テナント事業者」という。）
- (4) その他、**LUXS FRONT**の運営にあたっての基本方針の実現に資すると横浜市長（以下「市長」という。）が認めたもの。

(利用手続)

第4条 ロゴマークを利用する者は、あらかじめロゴマーク利用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出し、ロゴマークの利用を開始する前までに承認を受けなければならない。

- 2 市長は利用申請書の内容を審査し、第2条に定めるロゴマークの利用目的に合致すると判断する場合には、利用を承認し、申請者に通知する（様式第2号）
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、利用申請書の申請内容と同様の内容を記載した任意の書式により総務局管理課に利用の3日前までに申し出ることによってロゴマークの利用ができる。
  - (1) 横浜市、運営事業者及びテナント事業者がその業務の目的において利用する場合
  - (2) 横浜市役所内商業施設 **LUXS FRONT**が共催又は後援する行事について、その共催又は後援を示す目的において利用する場合
  - (3) その他承認書の交付を必要としないと市長が認めた場合

(利用上の遵守事項)

第5条 ロゴマークを利用する者は、利用するデザイン等について「**LUXS FRONT LOGO DESIGN MANUAL**」を遵守するものとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

- 2 前条の規定に基づき利用承認を受けてロゴマークを利用する者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
  - (1) 承認された用途にのみ利用すること。
  - (2) 利用開始に先立ち完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
  - (3) ロゴマークを商品に利用する場合は、年度の半期ごとに「ロゴマーク利用商品等販売状況報告書」（様式第3号）を作成し、当該期間の翌月末日までに市長に提出すること。
  - (4) **LUXS FRONT**のロゴマークを利用した物品等の商標登録・意匠登録は一切行わないこと。
- 3 次の各号に該当する利用はしてはならない。
  - (1) 横浜市及び横浜市役所内商業施設 **LUXS FRONT**の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき。
  - (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に利用するとき又はそのおそれのあるとき。
  - (3) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
  - (4) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を横浜市が支援又は公認しているような誤解を与え

るとき又はそのおそれがあるとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、その利用が前条に定める利用目的に鑑みて不適當であると市長が認めるとき。

(利用内容の変更)

第6条 申請者は、申請内容に変更が生じる場合には、変更について申請すること（様式第4号）。市長は変更内容を審査し、変更することに支障がない場合には、利用変更を承認し、申請者に通知する（様式第2号）。

(利用の取消)

第7条 ロゴマークの利用承認を受けた者が、第5条に定める事項を遵守しなかったときその他この要綱に違反したときは、市長は、その承認を取り消すことができる（様式第5号）。この場合において、当該利用承認を受けた者に損害が生じても、市長は、その責めを負わない。

(経費等の負担)

第8条 市長は、この要綱に定める申請に要した費用及び利用の実施に関わる経費又は役務を負担しない。

(損害賠償等の責任)

第9条 市長は、利用者がロゴマークの利用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(所管)

第10条 ロゴ利用の管理、本要綱に関する事務は、総務局管理課の所管とする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月29日より施行する。

(様式第1号)

横浜市役所内商業施設LUXS FRONT ロゴマーク利用申請書

年 月 日

横浜市長

(申請者)

所在地：

団体名：

代表者：

担当者：

連絡先：TEL

FAX

次のとおり、LUXS FRONTロゴマークの利用を申請します。

1 申請内容

(1) 利用目的：

(2) 利用方法

ノベルティ (詳細： )

印刷物 (詳細： )

その他 (詳細： )

(3) 利用期間：

(4) 数量：

(5) 配布方法

有償 (予定価格： ) 無償

(6) 配布対象：

(7) 配布期間：

(8) その他特記事項

2 申請に必要な添付書類

(1) 試作品または完成予想図

(2) 申請者の概要、現況を示すもの

(様式第2号)

横浜市役所内商業施設LUXS FRONT ロゴマーク利用(変更)承認書

第 号  
年 月 日

様

横浜市長

令和 年 月 日に申請のありましたロゴマークの利用については、次の条件を付して承認します。

- 1 ロゴマークの利用に関しては、横浜市役所内商業施設LUXS FRONT ロゴマーク利用取扱要綱を遵守してください。
- 2 利用申請書のとおり利用としてください。

連絡先

担当者名：

電話番号：

(様式第3号)

LUXS FRONT 利用商品等販売状況報告書

承認番号 令和 年 月 日 第 号

利用者名

担当者名

商品名	販売期間	単価	売上個数	売上額	販路	備考
					<input type="checkbox"/> 自店 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
					<input type="checkbox"/> 自店 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
					<input type="checkbox"/> 自店 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
					<input type="checkbox"/> 自店 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
					<input type="checkbox"/> 自店 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

※4月～9月までの状況については10月末日までに、10月～3月までの状況については4月30日までに提出してください。

(様式第4号)

横浜市役所内商業施設LUXS FRONT ロゴマーク利用変更申請書

横浜市長

(申請者)

所在地：

団体名：

代表者：

担当者：

連絡先：TEL

FAX

年 月 日 第 号により承認を受けました利用承認内容について、次のとおり変更したいので、申請します。

1 変更内容

2 変更理由

(様式第5号)

横浜市役所内商業施設LUXS FRONT ロゴマーク利用承認取消通知書

第 号  
年 月 日

様

横浜市長

年 月 日 第 号で承認しましたロゴマークの利用承認について、次の理由により取り消します。

取り消しの理由

連絡先

担当者名：

電話番号：

2019.12

< 横浜市市庁舎商業施設 >

LUXS FRONT



# LUXS FRONT

## <ラクシス フロント>

訪れた人々が、心から“豊かさ”と“安らぎ”を感じられる空間へ。

「luxury=ぜいたく」と「oasis=オアシス」から生まれた  
LUXS<ラクシス>には、そんな想いが込められています。

市民ひとりひとりがつながり、そして開かれていく——。

新たな「FRONT=フロント<指標>」となる共生空間をめざして。

ロゴデザインは、「クロス」を表すタイポグラフィー。

<官と民><人と人><気品とリラックス>がクロスする場所を表しています。

また親水空間を表す2本の線を用いた囲いで、リラックス出来る「場」を表現。

カラーは、気品と落ち着きを感じさせる“ラクシスブルー”を設定しました。

## アイソレーション(不可侵領域)



ロゴデザインを使用する際は、上図のような規定範囲以上のスペースを必ず確保し、その範囲内にはオブジェクトを配置しないでください。



18mm

最小使用サイズ

## カラー規定



LUXS FRONT

PANTONE:5425c

プロセスカラー:C58% M36% Y27% K0%

RGBカラー:R128 G146 B164

WEBカラー:#8092A4

※WEBカラー、RGBカラーにつきましては、  
PC環境によって色味が異なるため、あくまで目安となります。



LUXS FRONT

プロセスカラー:K60%

RGBカラー:R137 G137 B137

WEBカラー:#898989

※WEBカラー、RGBカラーにつきましては、  
PC環境によって色味が異なるため、あくまで目安となります。  
※K60%での表記で視認性が悪い場合、  
またサインなどでデザイン的に好ましくない場合は、  
K60~100%を使用してください。

ラクシスブルーは、PANTONE:5425c、  
及びプロセスカラー(C58% M36% Y27% K0%)を基準色とし、  
モノクロで使用する場合は、K60%を基準色として使用してください。  
特色(CMYK以外の単色としてつくられた色)印刷や、CMYKいずれか1色での印刷、  
また2色での印刷など色制限がある場合は、使用する刷り色のうち、  
デザイン上好ましい1色を選んで使用してください。  
写真やイラストなどを背景に使用する場合は、猥雑な背景を避け、  
ロゴデザインがはっきりと視認できるようにしてください。  
PC環境や制作物の素材などにより色の誤差が生じることがありますが、  
極力基準色に近づけるように調整してください。  
また内照看板等の場所・色味・設置位置の照度等についても、  
環境に合わせて、極力基準色に近づけるように調整してください。

## 日本語表記/推奨フォントについて

半角アキ  
□

# ラクシス フロント

日本語での表記はカタカナとし、上記のように半角アキを含めて使用してください。

また原則として、日本語/英文の推奨フォントを下記にて設定します。

推奨フォントが使用できない、または使用しない場合は  
代替フォントとしてゴシック体 (ex. ヒラギノ角ゴシック/MSゴシックなど) を推奨しますが、  
制作物のデザイントーンによっては、明朝での使用も可とします。

推奨日本語フォント\_AXIS Std M

# ラクシス フロント

推奨英文フォント\_Futura Medium

# LUXS FRONT

※英文表記の場合、半角にて表記してください。

## 使用可能ロゴデザイン



LUXS FRONT

推奨ロゴデザイン



LUXS  
FRONT

使用可能ロゴデザイン



LUXS FRONT

ラクス フロント

ロゴ+カタカタ表記デザイン

原則として、上記の推奨ロゴデザインを使用してください。

サインなどの施工において推奨ロゴデザインでの使用が難しい、  
またはデザイン的に好ましくない場合は、使用可能ロゴデザインでの施工/使用を可とします。

ロゴにカタカナ表記を追加する場合は、ロゴ+カタカタ表記デザインを使用、  
視認性を保つサイズにて使用してください。

## 共通注意事項

本マニュアルに記載されている事項(カラー、比率、余白等一連の規定)  
を遵守するものとし、変更・改変は禁止いたします。

適切な機密保持契約がされている外部(組織・協力会社)の協力を得て、  
ロゴデザインを使用したツール、グラフィック、サイン等の制作を行う際には、  
本マニュアルを提供の上、規定に沿ったものを依頼・制作することとします。

本マニュアルにて想定されていない事象や与件が発生した場合、  
横浜市総務局との確認・調整を行うこととします。

## &lt;使用禁止例&gt;



ロゴマークを変形・分離・  
一部削除してはいけません。



規定外のカラー、グラデーションを  
使用してはいけません。



ロゴマークを変形・分離・  
一部削除してはいけません。



ラクシスブルーを  
アミで使用してはいけません。



ロゴタイプを異なる書体に  
置き換えてはいけません。



組み方の変更をしてはいけません。

LUXS FRONT

LOGO DESIGN MANUAL

2019.12発行

<お問い合わせ>

横浜市総務局管理課

TEL:045-671-2082 FAX:045-664-2501